

会見要旨記録(平成17年11月)

公正取引委員会

記者会見

事務総長定例会見記録(平成17年11月)

INDEX

-
- ・ 事務総長会見記録(11月2日付)

[発言事項]

特殊指定について

-
-
- ・ 事務総長会見記録(平成17年11月2日(水) 13:30～ 於 官房第1会議室)

[発言事項]

特殊指定について

(事務総長)今日は、特殊指定の問題についてまとめてお話ししたいと思います。

昨日11月1日に大規模小売業の特殊指定が施行になりました。これは今後この特殊指定に違反する行為を行うと新たに規制されるようになるという意味ではありませんで、特殊指定で指定された行為は、今後は一般指定ではなく特殊指定で規制するようになるという意味であります。ほとんどの行為は、一般指定14項に該当し得る行為として規制されていますので、そう実態が変わるものではありません。特殊指定をする意味が特になのかということそうではありませんで、特殊指定をいたしますと、適用対象となる大規模な小売業者というのはどういう範囲の者かということの数値基準で具体的に明確に示すことができるというメリットがあります。面積要件もありますが、年間100億円を超える売上高を有する小売業者とその納入業者の取引に適用できるということでありまして、その適用を受ける側からみれば、自分が適用対象になるのかならないのかが分かりやすくなり明確化が図られたこととなります。

この特殊指定については、成案を公表してから、これまで、43箇所と非常に多くの場所で説明会を行いまして、かつ、業界の側でも延べで2千人くらいが講習会に参加したということでありまして。まだ数箇所ですべての説明会の予定があります。我々としてはこれだけ広範に気合を込めて全国規模で説明会を実施したということでありまして。この特殊指定によって我々が期待しているのは、大規模な小売業者、売上額にして100億円という大きな小売

業者とその納入取引業者の間では、納入契約をきちんと定めて、書面で基本的なことを定めておいてもらいたいという気持ちであります。よく問題になりますように、売れ残ったけれども返品していいのかどうか、返品する際にどういう条件で受けてくれるのか、あるいはだめなのか、そういうことが書いてないと、一度納めて店頭に並べたけれども売れなかったの、引き取ってくれということになりますと、予測可能性の高い商売というのはできにくくなるわけです。私どもの目から見ると、こういった商売の透明性が低い、こうすればこうなるということが、あらかじめ契約で明らかにできていないようでは、市場メカニズムといいますが、価格メカニズムといったものが働きにくくなると考えているわけがあります。

もう一つ、物流業の特殊指定というのがあります、これは既に施行済みでありますけれども、これも御案内のとおり、下請法の適用にはならない運送業者とその荷主の取引というところ、もう少し言いますと、物品の運送と保管の委託取引に適用されるわけです。

1年半前に指定したもので、これも優越的地位の濫用の一連列であります。大事なことは、こういったルールに違反する、ルールに従っていない人がいるという具体的な情報を我々が入手して適切な対応をするということが期待されていますし、重要なことであるのですけれども、なかなか、そういった情報というのは我々のところに来ないということでもあります。そこで、既に述べたことですが、下請法によって役務の委託取引が規制対象になって、下請け調査の対象になる。その際に、当然そういう物流業者も、トラック業者がトラック業者に下請けに出しますと適用になるという意味で調査対象ですので、その際にその物流業者に対して、荷主等の委託取引先との関係で、何か特殊指定に該当するような情報はありますかということをアンケート調査して、あわせて調査に回答していただくという試みをしてきているわけがあります。

今回、4,000社の物流業者に対して調査票を発送いたしまして、今、回収しているところではありますが、こういったアンケート調査ですら、回収できるのが3分の1ぐらいということで、アンケート調査に回答するぐらいは協力いただけるのではないかという気はするのですけれども、自分の身元が、だれが言ったか分かってしまうのではないか、そうすると、取引を切られてしまうのではないかというような懸念もあつてのことではないかと思うのであります。私どもは何らかの対応をする際には、情報源の秘匿に努める、つまり、我々が動けばだれが言ったかすぐ分かるような局面では動かないように慎重に行動していますので、こういった調査に対して率直に回答いただくとか、もし必要であれば匿名でいただくとか、いろいろな方法で情報をいただきたいと考えているわけがあります。今のは物流業者ですが、あわせて今度は荷主の側に、これは下請法と関係ありませんので、荷主の側にも書面調査を実施したいということで、11月中には発送したいと思っております。

今原油価格の高騰という中で、その価格上昇、コストアップの転嫁問題というのが、いろいろ世の中を騒がせているわけですが、こういった物流の世界において、実態が

どうなっているかというあたりを調査いたしまして、取りまとめて公表したいと考えております。もちろん、具体的な行為が明らかになれば、法律に基づいて対応したいということでもあります。

それから、今これで特殊指定というのを二つお話したんですけれども、それ以外に五つございまして、これらの特殊指定は、昭和30年代に作ったものであります。ちょっと申し上げますと、教科書業については昭和31年、それから海運業については34年、食品のかん詰・びん詰めについては36年ということでありまして、この三つにつきましては、その後、特段の見直しも行わないままに、40年以上あるいは40年近くが経過しているということになります。それから制定当初に、教科書業では規制例がありますけれども、ほかのところではほとんど規制例、審決例もないという状況でございます。

それからあと新聞業と、我々はオープン懸賞といっていますけれども、オープン懸賞の特殊指定というのがあるわけです。新聞業については平成11年に、オープン懸賞については、特殊指定自体はいじっていないのですけれども、そのもとでの通達を変えたという意味では見直しを行っております。これが平成8年であります。それぞれ見直しを行っているわけでありまして、当時からこの二つについても更に見直しをすべきところが残されておりまして、我々としては宿題になっていたという認識であります。見直しの趣旨は、独禁法といえども企業からみれば政府規制の一種であることは変わりがないわけですから、昭和30年代に作った当時の、そういった問題となる行為が現在でもあるのかどうか。あるとすれば、その規定のあり方、特殊指定の定め方、規定ぶりが、今日の必要性に適合したものになっているのかどうかということを検証する必要がある、特にこういう時代ですから、必要だろうということでございます。

法律の構造としては、全ての業種に適用される一般指定というのがあった上で、さらに特定の業界に特有の問題があるということで、特殊指定をしているわけでございますので、そういった必要性があるのかどうか、一般指定ではだめなのか、一般指定で対応しがたいような問題があるのかどうか、あるいは過剰規制になっている部分がないかどうか、こういう観点から見直しが必要ということで取り組もうと思っているわけでございます。今回、この五つをまとめまして、今後、廃止を含めて見直しを行うということで、作業に取りかかろうとしているわけでありまして。この五つは、名前を見ても御案内のとおり、それぞれ作成された背景が異なるものでありますので、見直しの時期もいつまでに行うというよりは、見直し作業を完了したのから順次手当てをしていきたいと思っております。なお、これは蛇足ですけれども、特殊指定については、独禁法71条というのが特に規定されておりまして、新たに指定する際には、関係事業者の意見を聴取する、それから公聴会を開いて一般の意見を求めるといった丁寧な手続が義務づけられておりますので、今回の見直しに当たりまして、有識者の意見ももちろん聞こうと思っておりますけれども、関係する業界の方々とか、それから一般の意見というものを十分お聞きした上で、作業を進めていこうというふうに考えているわけでありまして。

私からは以上です。

「質疑応答」

(問) 新聞業の特殊指定は廃止を検討しているのでしょうか。

(事務総長) 廃止を含めてということです。私どもからすると二つ問題があるのではないかと考えております。作った時に問題となったような行為が今日でもあるのかどうか。これは、業界によくお聞きしなければいけない。それからもう一つは、そういうことが仮に起こるとすれば、一般指定という一般的に適用できるシステムが、法律の規定としてあるわけですので、それに加えて特殊指定を置いておく意味があるのかどうかという観点からも見直しを行います。それらの観点から必要だといえなければ廃止という結論もあると思いますし、必要だということで納得できる形になれば存続ということもあるだろうと思います。これからいろいろ検討してみなければ分からないところであります。

(問) 平成11年に見直しがあったと思うんですけども、その際に積み残した課題というのがあったということなのでしょうか。

(事務総長) そうですね。実は、それは私が取引部長の時代にやったものでありまして、当時は、著作物全体の再販制度見直しという作業に向けて、そういうことに向けての作業と、それから特殊指定の見直し作業が、ほぼ同時並行といたしますが、重点はちょっとずつずれていたと思うのですけれども、並行的に作業が進んでおりました。そういたしますと、特に販売店による差別対価というもの、これはちょっと細かい話になってしまうかもしれませんが、販売店による差別対価、つまり販売店がお客のうち特定の人だけに安く売るといことになります。これは形の上では差別対価、異なる対価で売っているということになるわけです。ところが、そういうことというのは、いってみれば発行本社が指定した定価を維持していないということにもなるわけです。そこで、それは表裏一体だとか、いろいろな議論がありまして、それで再販については当時まだ結論が出ていませんでしたので、再販の結論を待つというよりは、その時点できちんと明確化できる押し紙のところと、それから発行本社がその定価をつける際にも1本だけではなく、大口とか、学術的というのでしょうか、ちょっと言葉は忘れましたが、特定のこういうところには異なる定価にしてもいいのではないかと、こういうものは、正当な理由があるということで除くことを明確化し、平成11年の段階では一応、その段階での作業は打ち切るということで、我々としては、販売店部分、他のところも更に5年たってますので、先ほど申し上げたように宿題になっていたという認識であります。

(問) その販売店だけを見直すということではなく全体を見直して廃止があり得るというのはどういうことですか。

(事務総長) 5年たっていますので、先ほど申し上げたように、現時点でどれだけ問題とされているようなことがあるのかどうかという点と、それが、ほんの一部でみられる程度であれば、当然一般指定があるわけですから、それに対応できるだろうということになるわけです。先ほど来申し上げましたように、大規模小売業の、例えば協賛金のような問題は、これはもう全国津々浦々の大型店で起こり得る話だと聞いておりますし、物流についても、いろいろなニーズがあって指定したわけですし、なかなか一般指定の下では数多く発生する問題に機動的に対処しにくいというような点もあったわけです。いずれにせよ、そういう点を検証して、私が申し上げた二つの観点から、必要だということになれば存続しますし、あえて特殊指定を置いておく必要がないということであれば廃止ということもあり得るということであります。

(問) 一般的には、スケジュール的にはどれぐらい時間をかけてやるんですか。

(事務総長) うちの場合は、人事というものが6月末にありますので、通常何かするときには、その人事年度中に終わるようにというようなことで指示を出しますので、それぐらいを念頭にやってくれると思うのですが、ただ、私が申し上げましたように、この五つの中には、もうほとんど存続意義のないものもありまして、そういうものは、早く処理してしまえばいいのではないかと思います。必要性について、業界の意見と我々の考え方が違うというような問題があれば、それは時間をかけて、なぜ必要なのか、なぜ必要でないのか、よく議論すればいいのではないかと考えています。

(問) その五つあって、早いもの、やれるものから順次ということなんですけれども、早いものは、例えばもう年内ぐらいにやるということでしょうか。

(事務総長) そこは、ちょっと自信がないのですけれども、例えて言えば、非常に特定の問題で恐縮ですけれども、びん詰かん詰、これは皆さん何のことかと思われるでしょうけれども、基本的には不当表示、つまり中身が外から見えませんので、外のラベルで中身を判断するということになります。それで、景表法ができる前に特殊指定を作って規制してたのです。ところが、景表法ができたので、基本的には新しい規約という制度に移っていったのですけれども、何らかの理由で、ちょっと私も今説明しかねるのですけれども、何らかの理由でそちらに移し切れないので、指定が残っているものです。これは、そんなに時間がかからないだろうとっております。

(問) 5年以上経ったんでということだったのですけれども、5年以上たったということも含めて、なぜこの時期になのかということ、他に何か理由が。

(事務総長) そうですね。やはり、こういう規制改革の時代ですから、我々もこういうものはあってもいいじゃないかということでこれまで来たことは間違いないですね。何か害があればやめるというのはあるのですけれども、あるいは誰かがもうやめるように言ってくれば、それに応じてやめるということは、当然これまでもあったのです。規制改革の時代ということですから、あってもいいかどうかという観点だと、あってどういう弊害があるかということになりますけれども、必要があるのかどうかという観点で見直すというのが、今の時代には必要なのではないかと思います。最近二つ新たに追加したものですから、余計に古いのが目立つので、そこで、五つまとめて見直し作業をやってみようということになります。

(問) びん詰・かん詰以外にも、廃止できそうなものというのはあるのでしょうか。

(事務総長) これから、今日お話をしたことで、関係するところからどういう反応があるか、いろいろ意見を聞かなければいけないと思いますが、オープン懸賞、つまり、物を買っても買わなくても、とにかくはがき等で応募すれば何かが当たるというときには、その上限は1000万円だということで、平成8年からやっているわけですが、私のみるところ、そういったオープン懸賞というものは最近見ませんので、なくてもいいのじゃないかという感じはします。その辺に関係するのは、おそらく特に消費者に物を売っているような、イメージを高めたいような業界がその広告媒体ですから、それらの方々の意見を聴取する必要があろうと思います。

(問) 71条に基づいて、その業界とかの意見を聞くということの手続をやるわけですね。意見を聞くというのは、それを最大限に尊重することなのか、参考程度のものなのか。

(事務総長) それは、なかなか言葉に窮するわけで、もし、参考程度にさせていただくと行って、意見を聞けば、意見出すほうも一生懸命考えてくれないと思いますので、我々としては、繰り返しになりますけど、何か問題が起これば、一般指定で対応できるわけですから、何か特殊指定の形で、特定の行為を明記して示しておく必要が今日でもあるのかどうかということが一番知りたいわけです。そういうものがあってもいいじゃないかという意見は、きっとお持ちの方もいると思うのですけれども、そうではなくて、今言ったような二つの点、今でもそういう行為が問題になっているのかということと、一般指定の下では対応できないのかということ、この二つを、ちゃんとクリアできるような御説明なり、実態

説明があれば、それは存続させるということはあると思います。

(問) 先ほどのお話の中で、これまでも害があればやめる、ということは、翻ってみるとこれまでは害がなかったということでしょうか。

(事務総長) そうですね。要するに、特殊指定というのは、一般指定で禁止されるような行為を明確に規定して、そうすると規制を受ける業界から見ても、こういうこととこういうことがいけない、こういうことをやったら規制されるというので、ある程度自制が働く。ところが、抽象的に優越的地位を濫用しちゃいけないというと、どこまでやればいいのかということになりますので、そういうニーズがある場合に使うものです。ところが、今の説明を逆にいいますと、細かく指定して規制することになりますので、過剰規制の問題というのは当然出てくるわけです。細かく規制すればいいというものじゃない、箸の上げ下げまで規制しているとは思いませんけれども、そういう問題があってはいかんということです。そういうことの結果として、新規参入がやりにくくなったりするのは我々の政策上も困るわけですし、とにかくこの時点で、五つを横に並べて、全体として見てみましょうということでもあります。

(問) 何か例えば審議会ですとか、何かそういう声を受けて、その見直しに取り組むということでしょうか。

(事務総長) そうですね、特段、直接的にこれというのはないと思います。過去、抽象的には、規制緩和の意見の中で何かあったかもしれない程度のもんです。

(問) 公聴会等はなさるけれども、それ以外は今後事務的に検討していくということか。

(事務総長) そうですね。やはり、一番大事なのは、その関係する業界の方々の意見をまず聞くということですね。例えば海運同盟であれば、その特殊指定に書いてあることというのは、当時、海運同盟というのは、今に比べればものすごい力があって、そこに積んでもらわなければとても荷物を運べないような背景のもとに作られたわけです。その海運同盟で、今荷主の方はどういう形で荷物を運んでおられるのか。特殊指定で禁止したのは、うちの同盟以外を使ったらこうするという排他性の非常に高い行為を規制していたわけです。そうすると、今はもう同盟船以外も自由に使っているのであれば、もう要らないということになります。単に一例を申し上げたのですけれども、そういったことを一番知っているのは業界の人ですから、それをまず聞けば、必要性というのが自ずとわかってくると思うのです。

(問)あまりよく仕組みを存じ上げないのであれなんですけれども、その特殊指定を例えば見直して変えるとかですね、あるいは廃止すると。これは手続というのはどんな形で進むものなんですか。

(事務総長)これも独禁法に書いてありまして、特殊指定というのは告示、要するに官報に告示第何号というのを載せればできます。つまり、法律上は、2条9項で6項目指定されていまして、それに該当するものうち公正取引委員会が指定するもの、告示で指定するものということです。そこに書いてあるような要件を満たさなければいけないのですけれども、その要件を満たして、こういった行為は公正な競争を阻害するおそれのある行為であるという判断を公正取引委員会が行えば公取だけでできるという制度になっております。

(問)じゃあ、公正取引委員会でそれを認めれば、告示してということですか。

(事務総長)はい、そうです。立法マターではありません。

(問)新聞なんですけれども、1番、2番、3番があるんですけれども、具体的にどこをどう見直していくというふうに考えればいいんでしょうか。

(事務総長)私としては、少なくとも2項については、これは明確に宿題であったということをお先ほども説明いたしました。再販と裏腹の関係があったものですから、再販の結論が出ていない段階で、再販の結論まで待っているか、その段階でまとめられるものをまとめるかという判断に迫られたものですから、その段階でまとめられるものをまとめましょうというふうにしたことは事実であります。だからといって、それだけを見直せばいいというふうには考えておりません。

(問)今おっしゃった部分なんですけれども、著作物再販の見直しのことまで考えるということですか。

(事務総長)著作物の再販制度については、当分の間存続させ、その間、弊害規制に努めるということに対応していますので、我々としては、まだ、現時点で、もうその段階は終わっているというふうには認識していません。当分の間、今の制度のもとでできるだけ消費者利益を確保できるような措置をとるといって、例えば書籍でも、安売りの店とか、最近できたようですけれども、そういうような取り組みをしているところですので、再販制度について、見直すということは現時点では考えていません。

以 上